

法務省の人権機関の取組

第1 法務省の人権機関

法務省の人権に関する機関には、法務省人権擁護局、その下部機関である法務局・地方法務局及びその支局並びに人権擁護委員（以下「法務省の人権機関」という。）があります。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちであり、現在、約14,000名の委員が全国の各市町村に配置され、活動を行っています。

第2 法務省の人権機関の取組

1 人権啓発

法務省の人権機関は、児童生徒一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深め、もたらうために、様々な活動を行っており、小・中学校等においては、次の活動を行っています。

(1) 人権の花運動

人権擁護委員らが地元の小学校などに出向いて配布した花の種子や球根などを、子どもたちが協力しあって育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重思想を育み、情操を豊かなものにするを目的とした活動

■過去4年間の人権の花運動の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加学校(団体)数	3,161	3,397	3,574	3,661
参加者数	531,969	529,427	498,983	513,878

(2) 人権教室

主に小・中学生などを対象に、人権の花運動における学校訪問や総合的な学習の時間などの機会に、主に人権擁護委員が、啓発ビデオ、啓発冊子や手作りの紙芝居などを使用して、思いやりの大切さなどを伝える活動

■過去4年間の人権教室の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	11,353	12,493	12,595	13,123
参加者数	437,640	472,552	453,435	506,802

(3) 全国中学生人権作文コンテスト

中学生が作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会が共に主催する作文コンテスト

■過去5年間の全国中学生人権作文コンテストの実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
応募校数	6,593	6,624	6,311	6,682	6,819
応募者数	866,269	883,746	887,012	893,258	937,287

2 人権救済

(1) 人権相談

人権に関する問題一般について、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じる活動で、人権相談所での面談、電話、手紙、インターネットにより受け付けていますが、児童生徒のために、次のような方法でも相談を受け付けています。

ア 子どもの人権SOSミニレター

全国の小・中学生を対象に、毎年秋に配布している便箋兼封筒であり、児童・生徒が書き込んで投函すれば法務局・地方法務局に送付され、法務局職員と人権擁護委員が連携して返信等の対応をするもの

イ 「子どもの人権110番」(0120-007-110)

子どもの人権に関する問題を専門に扱う、フリーダイヤルの電話相談窓口

ウ 「子どもの人権SOS-eメール」 (<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>)

子どもの人権に関する問題を専門に扱う、インターネット上の人権相談窓口

(2) 人権侵犯事件の調査処理

被害の申告があったときなどに手続を開始し、調査を実施して事実を把握し、申告した者と相手方との関係を調整したり、申告をした者等に対して必要な援助をするなどして救済を図る活動であり、いじめ事案、児童虐待事案なども対象として取り扱っています。

法務省の人権機関の取組の具体的事例

事例1 学校におけるいじめ事案

通学する小学校でいじめを受けている女子児童から、子どもの人権SOSミニレターにより相談があり、調査を開始した事案です。

法務局は学校側に対して、いじめ防止に向けた具体的対策を講じるよう働きかけるとともに、女子児童の両親と学校間の信頼回復のため、協議の場を設けました。また、同学校の協力を得て、人権擁護委員が outgoing、児童らに対し、人を思いやる心の大切さを理解してもらう人権教室を行いました。

事例2 ネグレクト事案

高校の教職員から、自校の女子生徒が父母から養育放棄されているとして、専用相談電話「子どもの人権110番」に相談がされ、調査を開始した事案です。

人権擁護委員及び法務局職員は、民生委員と連携して見守り体制を築いて状況確認を継続し、学校と連携して、女子生徒に対しカウンセリングを受けるよう勧めるなどしました。その後、一方の親が、女子生徒の生活を脅かすような言動をした疑いがあったことから、人権擁護委員及び法務局職員のほか、学校、児童相談所、自治体の子ども家庭支援センター等の関係機関が集まり、関係者会議を開催し、各関係者が協力して見守り体制を整え、被害の予防を図ることが確認されました。